

部を次のように改正し、平成十二年一月七日から施行する。
平成十二年一月七日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の三の項中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

鳥取県告示第七百八十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十二年一月七日から施行する。

平成十二年一月七日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「二・〇パーセント」を「二・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第七百九十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十二年一月七日から施行する。

平成十二年一月七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例

による。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一の表規則別表第六号の資金の項中「二・六二五パーセント」を「二・七二五パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び二の表中「二・五パーセント」を「二・六パーセント」に改める。